

令和5年第7回辰野町議会定例会会議録（1日目）

1. 招集告示年月日 令和5年8月23日
 2. 開会場所 辰野町議事堂
 3. 開会年月日 令和5年8月29日 午前10時00分
 4. 議員総数 14名
 5. 出席議員数 14名
- | | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 古村幹夫 | 2番 | 松澤千代子 |
| 3番 | 栗林俊彦 | 4番 | 吉澤光雄 |
| 5番 | 牛丸圭也 | 6番 | 小澤睦美 |
| 7番 | 向山光 | 8番 | 本多慶司 |
| 9番 | 高木智香 | 10番 | 林政美 |
| 11番 | 本田光陽 | 12番 | 小林テル子 |
| 13番 | 津谷彰 | 14番 | 舟橋秀仁 |

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 令和4年度辰野町一般会計決算
- 日程第4 議案第2号 令和4年度辰野町上水道事業会計決算
- 日程第5 議案第3号 令和4年度辰野町下水道事業会計決算
- 日程第6 議案第4号 令和4年度辰野町国民健康保険特別会計決算
- 日程第7 議案第5号 令和4年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算
- 日程第8 議案第6号 令和4年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算
- 日程第9 議案第7号 令和4年町立辰野病院事業会計決算
- 日程第10 議案第8号 令和4年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算
- 日程第11 議案第9号 令和4年度辰野町介護保険特別会計決算
- 日程第12 議案第10号 辰野町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 辰野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 15 議案第 13 号 辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 14 号 辰野町特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 15 号 辰野町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 16 号 辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 17 号 辰野町立図書館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 18 号 辰野美術館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 19 号 令和 5 年度辰野町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 22 議案第 20 号 令和 5 年度辰野町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 21 号 令和 5 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 22 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 25 議案第 23 号 辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 26 議案第 24 号 辰野町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 27 議案第 25 号 辰野町教育委員会委員の任命について
- 日程第 28 議案第 26 号 令和 4 年度辰野町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 29 議案第 27 号 令和 4 年度辰野町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 30 報告第 1 号 (1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
令和 4 年度財政指標等の報告について
(2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
平成 24 年度から令和 3 年度財政指標等の修正について
- 日程第 31 請願・陳情等について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	代表監査委員	中 村 文 昭
総務課長	加 藤 恒 男	まちづくり政策課長	三 浦 秀 治

住民税務課長	菅 沼 由 紀	保健福祉課長	竹 村 智 博
子育て応援課	高 倉 健一郎	産業振興課長	岡 田 圭 助
事業者支援担当課長	菅 沼 隆 之	建設水道課長	宮 原 利 明
会計管理者	上 島 淑 恵	学校支援課長	小 澤 靖 一
学びの支援課	福 島 永	辰野病院事務長	桑 原 さゆり

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 桑 原 高 広
 議会事務局庶務係長 小 林 志 帆

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第 9 番 高 木 智 香
 議席 第 10 番 林 政 美

10. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和5年第7回辰野町議会9月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが、文書報告とし、お手元に配付してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。続いて議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第7回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

皆さん、おはようございます。本日ここに第7回辰野町議会9月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には時節柄たいへんお忙しいところご出席を賜り感謝を申し上げます。また、27日に開催した町の防災訓練に対しましては、多くの皆様にご参加いただき、誠にありがとうございました。議員各位におかれましては、各地区で開催された訓練等にご協力いただいたものと思います。今年の夏は、10年に一度レベルの危険な暑さとなっている一方で、全国各地で前線の停滞や台風による大雨での川の氾濫や浸水被害、土砂災害に見舞われています。住民の皆様には、お一人おひとりがいつどこで起こるかわからない災害に備え、事前の避難計画・マイタイムラインを

作り、避難のタイミングや災害時の行動をあらかじめ考えておくようお願いいたします。町では、スマートフォンをお持ちの方に、県の「信州防災アプリ」の利用をお勧めしています。位置情報に基づき現在地の危険度がすぐに判明、現在の河川状況や避難先の情報を検索することができますし、自分の家庭や避難計画を簡単に作ることができるので、ぜひお試しいただきたいと思います。さて、内閣府が15日に発表した今年の4月から6月期のGDP（国内総生産）の速報値は、物価変動の影響を除いた実質で前期比1.5%増、年率換算で6.0%増となりました。3四半期連続のプラス成長であり、実額では年換算で560.7兆円と過去最高とのことですが、一方で物価高により飲食料品や家電製品等の購入が減少、個人消費は3四半期ぶりにマイナスに転じました。こうした中、令和2年度以降コロナ禍でしばらく実施を見合わせておりました、町内の企業訪問を7月24日から再開しました。町内事業所の生の声を直接お聞きし町政に反映させるため、私が各事業所にお伺いさせていただくもので、当年度は約50の商工業者を訪問する予定であります。訪問する先々から「コロナ禍や物価高騰の影響が続いており、消費喚起につながる企画を検討している。この秋、すべての住民に配布され10月から使用できる『暮らし応援！たつのぴっかり商品券』に合わせて『ほたるマイカード3倍キャンペーン』を行いたいのので、町も応援してほしい」との強い要望があり、関連予算を本定例会に上程する一般会計補正予算に計上しております。議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。さて、決算議会とされる今定例会にご提案申し上げます議案は、令和4年度一般会計決算をはじめ、議案第9号まで各特別会計決算の認定をお願いするものであります。一般会計の決算総額は、歳入で106億5,485万6,000円、歳出で101億6,858万1,000円となり、繰越明許費を除く実質収支額は4億2,102万2,000円の黒字決算となりました。また、特別会計・企業会計については、辰野病院事業会計を含めすべて黒字決算となりました。厳しい財政状況ではありますが、健全財政を堅持しております。そのほか、条例の制定1件、一部改正8件、令和5年度一般会計補正予算など補正予算3件、人事案件4件、決算関連議案2件の合わせて27議案であります。また、報告事項といたしまして令和4年度の財政指標等と過年度分の修正、計2件があります。提案時、それぞれご説明申し上げますので、原案承認、可決、同意くださいますようお願い申し上げます、第7回定例会招集にあたってのあいさつといたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、議席9番、高木智香議員、議席10番、林政美議員を指名いたします。日程第2、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。議会運営委員長、松澤千代子議員。

○議会運営委員長（松澤）

皆さんおはようございます。去る8月23日議会運営委員会を開催し、令和5年第7回辰野町議会9月定例会の会期及び審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。8月23日辰野町告示第44号によって、辰野町町長より9月定例会を8月29日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席の下、9月定例会の会期及び審議日程など議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会期日程案並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたしますので全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長より会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程案 朗読）

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり決めるにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から9月20日までの23日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、令和4年度辰野町一般会計決算から、日程第11、議案第9号、令和4年度辰野町介護保険特別会計決算及び日程第28、議案第26号、令和4年度辰野町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について並びに日程第29、議案第27号、令和4年度辰野町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、以上11件を一括議題といたします。なお議案第26号及び27号については議事進行上決算審査と連携しておりますので一括議題といたします。提案者より

各会計決算についての報告を求めます。

○町 長

はい。議案第1号、令和4年度辰野町一般会計決算から、議案第9号、令和4年度辰野町介護保険特別会計決算まで並びに議案第26号、令和4年度辰野町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第27号、令和4年度辰野町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての提案説明を一括申し上げます。一般会計及び各特別会計の決算は、地方自治法の定めるところにより、歳入歳出予算の執行の実績に基づき、会計管理者がこれを調整することになっています。今議会では、令和4年度の歳入歳出予算に対しての決算の状況を明らかにし、予算の執行の適否を審査していただくことにより執行機関の事務の構成を確保するものであります。決算及び付属書類については、監査委員の意見を付して議会へ提出し、認定を受けるものでありますので、原案認定いただき、また辰野町上水道事業会計及び辰野町下水道事業会計における未処分利益剰余金の処分について原案可決くださいますようお願い申し上げます。なお、決算の概要につきましては会計管理者に説明いたさせますので、よろしくようお願い申し上げます。

○会計管理者

令和4年度辰野町一般会計及び特別会計の決算を提案するにあたり、その概要についてご説明申し上げます。令和4年度は、長引く新型コロナウイルス感染症に加え、ウクライナ情勢等の影響により物価高騰や物資等の供給面の制約など社会経済は大きな影響を受けました。依然として厳しい財政状況の中ではありましたが、予算執行においては限られた財源の効率的、効果的な運用を図るため有利な交付金事業の活用、また事務の効率化、コスト削減等の業務改善に努めてまいりました。それでは、事前に配布してございます令和4年度辰野町一般会計、特別会計決算説明に沿ってご説明いたします。資料1ページでございます。令和4年度一般会計決算総額は歳入で106億5,485万6,000円、前年度に比べ1.1%の減、歳出で101億6,858万1,000円、前年度に比べ0.3%の増、翌年度繰越額は4億8,627万5,000円となりました。資金の積み立てを目的とする基金でございますが、財政調整基金を中心に利息を含め3億8,284万6,000円を積み立て、町営住宅整備基金、地域振興基金など2,567万5,000円を取り崩し、年度末残高は、土地開発基金を含め総額37億8,563万6,000円となりました。歳入について主なものを申し上げます。町税は総額24億9,294万円、前

年度に比べ1億6,669万7,000円、7.2%の増となりました。すべての税目において増となっております。前年度令和3年度決算は令和2年度のコロナウイルス感染症の影響で大幅な収入の減等により、3年度の課税そのものが減少しておりましたが、令和4年度は企業の業績回復、個人所得の増が見られ、徐々にコロナ禍以前に戻りつつあることが4年度の決算に現れました。徴収率につきましては現年、滞納繰越分合わせて98.3%で、前年度に比べ0.1%の増となりました。2ページをお願いいたします。

地方譲与税は1億3,261万3,000円、前年度に比べ431万7,000円の増となりました。法人事業税交付金は4,266万円、前年度に比べ602万2,000円の増となりました。地方消費税交付金は4億8,962万4,000円、前年度に比べ674万3,000円の増となりました。地方特例交付金は1,602万9,000円、前年度に比べ4,491万5,000円の減となりました。新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の減によるものでございます。地方交付税は総額33億6,120万4,000円、前年度に比べ933万4,000円の減となりました。内訳でございますが、普通交付税が29億9,128万2,000円で634万5,000円の増、特別交付税が3億6,992万2,000円で1,567万9,000円の減でございます。国庫支出金は総額13億327万2,000円、前年度に比べ3億4,179万1,000円の減となりました。要因としましては令和3年度の大きな補助事業であった、子育て世帯等臨時特別支援事業事業費補助金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金、学校施設環境改善交付金の減によるものでございます。令和4年度は地方創生臨時交付金、電力・ガス・食料品等物価高騰緊急支援給付補助金、現年災公共土木施設災害復旧費負担金が主なものでございます。県支出金は、総額7億1,925万1,000円、前年度に比べ2億4,217万8,000円の増となりました。長野県知事及び県議会議員選挙費委託金、長野県生活困窮世帯緊急支援補助金、第6波対応事業者支援交付金、林道施設災害復旧事業補助金、農業施設災害復旧事業補助金が主なものでございます。財産収入は1億2,923万9,000円、前年度に比べ1億807万1,000円の増となりました。小野教員住宅跡地、赤羽駐在所跡地、北大出北沢東地区、上辰野宅地造成4区画等の不動産売却収入の増が主なものでございます。寄付金は1億20万円、前年度に比べ1,396万3,000円の減となりました。ふるさと辰野寄付金が主なものでございます。寄付者は増加となりましたが、辰野町の特産品であるマツタケについて異常気象等の影響により収穫時期が遅れたことなどが減収の主な要因でございます。3ページをお願いいたします。

繰越金は6億3,893万5,000円、前年度に比べ1億6,135万4,000円の増となりました。町債は総額4億5,480万円、前年度に比べ4億1,050万円の減となりました。起債の内訳は緊急防災・減災事業債、公共事業等債、地方道路等整備事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、災害復旧事業債、臨時財政対策債でございます。次に歳出について主なものを申し上げます。議会費は総額8,591万7,000円の決算となりました。議員報酬及び職員の人件費など議会運営に要する経費が主なものでございます。総務費は、総額16億1,973万2,000円の決算となりました。一般管理費は個人情報保護法整備支援業務委託料、個人情報取扱業務 Web システム改修委託料が主なものでございます。財産管理費は公共施設等総合管理計画改訂・個別施設計画策定業務委託料が主なものでございます。庁舎管理費は燃料費、光熱水費、庁舎維持修繕費、子育て応援課新設に伴う庁舎1階会議室増設工事費が主なものでございます。企画費は湯にいくセンター指定管理料、地域活性化センター・フューチャーセンター指定管理料、たつのパークホテル指定管理料、湯にいくセンター高圧受電設備改修工事費またご覧いただいている説明文の中にはございませんが、令和3年度中学生議会で要望のあった通学路時計設置工事が主なものでございます。移住定住促進事務は空き家改修費等補助金、空き家等解体事業補助金が主なものでございます。看板商品創出事業費は菓膳料理体験開発業務委託料、松茸山モニターツアー開発業務委託料、ガイドブック制作業務委託料が主なものでございます。4ページをお願いいたします。防災事業費は、防災行政無線保守点検委託料、住民参加型防災マップ作成委託料が主なものでございます。地方創生臨時交付金事業費は、プレミアム付商品券事業運営業務委託料、地域公共交通実証実験支援業務委託料、園児オムツ回収業務委託料、辰野中学校空調設備設置工事費、外食需要復活支援事業負担金、ガンバル町内商店応援事業負担金、学校給食費負担金、プレミアム付商品券分補助金、子育て世帯物価高騰対策給付金、高校生世帯物価高騰対策給付金、生活困窮世帯緊急支援金が主なものでございます。コロナ禍また物価高騰等に対し各種支援事業を行ってまいりました。女性・若者活躍推進事業費は町単独事業として、出産祝金また結婚新生活支援事業補助金等を支出いたしました。戸籍住民基本台帳費はマイナンバーカード交付に関する費用及びコンビニ交付証明書交付センターへの負担金が主なものでございます。選挙費は参議院議員通常選挙、長野県知事選挙及び長野県議会議員補欠選挙、長野県議会議員一般選挙などに要した費用でございます。監査委員費は監査委員の報酬が主なものでございます。

民生費は、総額 26 億 2,188 万 3,000 円の決算となりました。5 ページに続きます。社会福祉総務費は、灯油・ガソリン購入券助成金、保健福祉センターの施設維持管理費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、長野県生活困窮世帯緊急支援金、令和 3 年度繰越の子育て世帯への臨時特別支援事業先行給付金及び低所得の子育て世帯生活支援特別給付金が主なものでございます。保育園運営費は保育園遊具の改修等の工事費、給食調理器具ガススチームコンベクション購入費が主なものでございます。衛生費は、総額 9 億 5,144 万 6,000 円の決算となりました。予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、ワクチン接種運営業務委託料が主なものでございます。環境衛生費は、辰野町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）策定業務委託料、辰野町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）基礎調査業務委託料が主なものでございます。6 ページをお願いいたします。町保健対策推進費は、妊婦一般健診・産後（産婦）健診・乳幼児健診費用等の補助を行い、また 3 歳健診時の視力検査に用いる弱視等早期発見の機器を購入いたしました。出産・子育て応援交付金事業は、出産・子育て応援金として妊婦初期 5 万円、妊娠 8 箇月以降出産準備金 2 万円、出産後 5 万円を支給してまいりました。農林水産業費は総額 3 億 5,337 万 4,000 円の決算となりました。農業振興費は、農業振興センター、食の革命プロジェクト運営協議会への負担金、農業次世代人材投資事業、有機農業産地づくり推進緊急対策事業に対する補助金及び交付金が主なものでございます。地域農業基盤確立農業構造改善事業費は、ふる里農村公園かやぶきの館指定管理料、施設の修繕費が主なものでございます。林業振興費は、松枯損木被害調査委託料、森林・林業ビジョン策定業務委託料、森林環境譲与税基金積立金が主なものでございます。7 ページをお願いいたします。商工費は総額 6 億 9,346 万 1,000 円の決算となりました。商工事業費は商業地域空き店舗等対策事業補助金、商工会補助金、地域商業機能複合化推進事業補助金、第 6 波対応事業者支援金が主なものでございます。土木費は、総額 12 億 5,568 万円の決算となりました。土木管理費の土木総務費は、住宅リフォーム補助金、定住促進奨励金が主なものでございます。用地対策費は北沢東工場適地誘致事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託料及び配水管布設工事費と新屋敷宅地造成工事に伴う測量設計業務委託料が主なものでございます。道路新設改良費の道路新設改良事業費は、町道 510 号線上島の拡幅改良工事費ほか町道 12 路線の改良工事費が主なものでございます。道路舗装費は、町道 1444 号線、北大出鞍掛の舗装工事

費ほか町道 10 路線の舗装工事費が主なものでございます。通学路緊急対策交通安全事業費は町道 8 号線宮木大幹線の測量設計業務委託料が主なものでございます。8 ページをお願いいたします。都市計画費の都市計画総務費は繰越明許を含め公園施設長寿命化対策事業荒神山体育館の請負工事費が主なものでございます。住宅費の住宅管理費は公営住宅等長寿命化計画策定業務委託料、小野町屋敷団地跡地宅地造成測量設計業務委託料及び宅地造成工事費、丸山団地 37 から 40 号棟及び平出団地 25 から 28 号棟の解体工事費が主なものでございます。消防費は、総額 2 億 5,364 万 4,000 円の決算となりました。非常備消防費は、樋口区、宮木区、北大出区の 3 区の要望を受け実施した消火栓新設・改良工事費が主なものでございます。教育費は、総額 11 億 1,843 万 2,000 円の決算となりました。教育委員会費は、学校施設管理システム保守委託料、辰野西小学校給食室床改修工事費、辰野中学校駐車場雨水等排水・舗装工事費、辰野東小学校管理特別教室棟屋外排水管改修工事費、幼稚園の預かり事業補助金が主なものでございます。小学校費・中学校費はコロナ対応のトイレ清掃業務委託料、各種備品購入費、給食関係経費、辰野町塩尻市小学校及び中学校組合のそれぞれ負担金が主なものでございます。図書館費は、図書館開館 100 周年・移転新築 40 周年記念事業開催委託料が主なものでございます。9 ページをお願いいたします。美術館特別展事業費は、絵本原画展及び共催展委託料が主なものでございます。絵本原画展においては約 2,000 人の親子参加があり、3 分の 2 がお子さんで美術館の目玉事業としても大盛況となりました。文化財保護費は、小野シダレグリ自生地再生事業委託料、矢彦神社修繕報告書作成費、シダレグリシンポジウム記録集印刷製本費・辰野町資料印刷製本費など町内の文化財保護・保全・調査のための経費が主なものでございます。埋蔵文化財発掘事業は町内出土鉄製品保存処理業務委託料、文化財調査データ地図情報システム保守管理委託料及び羽場埼遺跡遺構図化委託料が主なものでございます。保健体育総務費は、柔道用畳の表替え修繕費、ほたるの里スポーツチャレンジフェスティバルの開催委託料が主なものでございます。スポーツ公園管理費は、たつの未来館指定管理料、町民体育館バスケットゴール改修工事費が主なものでございます。災害復旧費は、総額 4 億 6,267 万 1,000 円の決算となりました。現年災林道施設災害復旧事業は、林道今村線、桑沢線、本沢線、藤倉線、神谷所線の復旧工事費、現年災町単災害復旧事業は、町道 14 号線旧国道のほか町道 5 路線、河川 3 箇所、水路 1 箇所の災害復旧請負工事費、現年災災害復旧事業は町道 57 号線大石平ほか町道 5 路線、河

川5箇所の工事請負費、過年災災害復旧工事費は、準用河川にれ沢川ほか河川3箇所、町道1路線の工事請負費が主なものでございます。公債費は、起債の償還金で元金と利子を合わせ総額7億5,234万1,000円の決算となりました。続きまして10ページ令和4年度特別会計決算についてご説明申し上げます。上水道事業会計でございます。上水道事業は安全な水道水を安定的に供給するため、老朽化した水道設備、機械、管路の更新及び布設を計画的に進めてまいりました。令和4年度は、管渠工事として町単上辰野地区配水管布設工事を実施しました。老朽施設等の更新工事を多岐にわたり実施し、水道水の安定供給に努め、また経営的には適正な維持管理を行い経費節減に努めてまいりました。収益的収支については収入総額4億737万5,000円、支出総額3億7,059万7,000円、収支差引3,677万8,000円の黒字決算となりました。下水道事業会計でございます。下水道事業は生活基盤インフラとして安定した下水処理推進のため、施設の長寿命化事業を計画的に進めてまいりました。令和4年度の主要な建設改良事業として、下水道ストックマネジメント全体計画の見直しを行い、管渠整備事業では国道部分の舗装本復旧工事を行いました。また下水道ストックマネジメント計画に基づき、公共下水道区域内の管路施設点検調査や辰野水処理センターの改築実施設計・耐震実施設計を行いました。老朽施設等の更新工事も多岐にわたり実施いたしました。収益的収支については収入総額9億7,064万3,000円、支出総額8億9,344万9,000円、収支差引7,719万4,000円の黒字決算となりました。11ページ、国民健康保険特別会計でございます。持続可能な医療保険制度を構築するため、県と町は共同保険者として国民健康保険の運営を行っております。県は、財政運営の責任を担い、町は資格の管理や保険税の賦課徴収、健康の保持増進を目的とした保険事業を行いました。新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金を支給いたしました。歳入について国民健康保険税は保険者数の減少により、前年度に比べ4.9%、1,566万5,000円の減となりました。繰入金では基金から5,466万8,000円の繰入を行いました。歳入歳出差引156万2,000円を翌年度に繰越いたしました。診療所特別会計でございます。診療所は第一診療所と川島診療所があり、町内開業医との委託契約により、それぞれ週一回午後のみ診療を行っております。患者数の増加は見込めず運営は厳しい状況となっております。歳入歳出差引22万2,000円を翌年度に繰越いたしました。12ページ、後期高齢者医療特別会計でございます。高齢化の進行により医療費が増大していく中、安心して医療を受けられるよう制度の安定化が課題となっております。医

療費の適正化及び負担の在り方について周知徹底を図ってまいりました。歳入歳出差引 59 万 6,000 円を翌年度に繰越いたしました。町立辰野病院事業会計でございます。令和 4 年度の病院事業は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、発熱外来の患者数が前年度を大きく上回り、内科・小児科を中心に外来患者数が大きく増加いたしました。発熱外来担当医師の確保ができたことで、ひっ迫状態の発熱外来診療を行うことができました。また新型コロナウイルス感染症の重点医療機関として新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れや、新型コロナワクチン接種の集団接種会場としても多職種が連携し、ワクチン接種事業を行うなど公立病院としての役割を果たすことができました。収益的収支については収入総額 23 億 9,400 万 3,000 円、支出総額 23 億 3,629 万 6,000 円、収支差引 5,770 万 7,000 円の黒字決算となりました。一般会計からの繰入金は 4 億円で前年度より 5,000 万円の減額となりました。13 ページ、地域情報告知システム特別会計でございます。地域情報告知システムは運用を開始して 11 年が経過しました。歳入歳出差引 173 万 2,000 円を翌年度に繰越いたしました。介護保険特別会計でございます。介護保険サービスは訪問介護などの在宅サービス及び介護老人福祉施設などに入所して受ける施設サービスを合わせ、27,448 件の利用がありました。また、要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業を中心に、地域支援総合事業を継続実施いたしました。歳入総額 21 億 4,155 万 1,000 円、歳出総額 20 億 5,371 万 2,000 円、歳入歳出差引 8,783 万 9,000 円を翌年度に繰越いたしました。以上、一般会計と 5 つの特別会計、3 つの企業会計、合わせて 9 会計について決算の概要を説明させていただきました。令和 4 年度に計画いたしました数々の事業を概ね完成することができました。これもひとえに、町議会をはじめ町民の皆様とご理解とご協力の賜物と心から敬意と感謝を申し上げます。内容をご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

続いて、中村代表監査委員から決算審査意見の報告と説明を求めます。

○代表監査委員（中村）

こんにちは。決算審査の結果について報告をいたします。お手元の審査意見書に沿って主な点について報告いたします。一般会計及び特別会計決算審査意見書 1 ページをお開ください。令和 5 年 7 月 27 日から 8 月 4 日にかけて、役場会議室において令和 4 年度一般会計及び特別会計 5 会計並びに地方自治法施行令 166 条第 2 項に定める書類

について、関係担当者から説明を受け、例月出納検査及び定期監査の結果をも照合し、合わせて検討を加えました。また、8月4日午前には、財政健全化法による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているか小澤睦美監査委員とともに審査いたしました。その結果、審査に付された一般会計、特別会計の書類、その他関係帳簿の計数は誤りのないものと認められました。また、各基金は設置の目的に沿って適正に運用されたものと認めましたので、まず、ご報告を申し上げ、続きまして意見の概要を申し上げます。2ページ表1をご覧ください。令和4年度一般会計及び特別会計の総決算額は、一番下の合計欄です。歳入総額149億3,638万4,000円、歳出総額143億5,815万7,000円、前年対比では歳入0.7%の減額、歳出では0.2%の増となりました。実質収支は5億1,297万4,000円のプラスであり、これは、人口2万人の当町に照らして、妥当な決算規模であると考えられます。うち一般会計決算額は歳入総額106億5,485万6,000円、歳出総額101億6,858万円、実質収支は4億2,102万3,000円の黒字決算であります。また、特別会計は国民健康保険特別会計ほか4会計で、歳入総額42億8,152万8,000円、歳出総額41億8,957万7,000円、実質収支は9,195万1,000円の黒字決算であります。各会計とも適切な処理がされており、全体として順当な決算であることを認めます。次に、3ページ表2をご覧ください。一般会計の歳入状況ですが、歳入の柱である町税は、対前年比7.2%、1億6,669万7,000円の増額となりました。地方交付税、国庫支出金などが減額となり、全体では昨年度より1億2,063万2,000円、1.1%の減収となりました。次に、5ページ表4、町税決算表をお願いします。町税の内訳です。町税全体の収入決算額は、24億9,294万円で、すべての税が増となりました。続いて、6ページ表5、町税等の収入・収入未済額表をご覧ください。町税の現年度課税分は、収入済額24億8,210万9,000円となりました。収納率は99.5%で、前年度に比べて横ばいとなり徴収体制は良好であると評価します。また、町税全体の収入未済額は3,905万3,000円で、対前年比127万2,000円の減となっており、金額は年々改善されております。また、不納欠損額は407万8,000円となっており、法令等に基づいて適正に調査と処理が行なわれた結果と思われまます。少しでも不納欠損処理に至らぬよう対策を講じ、今後も自主財源の確保と税負担の公平性の見地から、引き続き収入未済額の縮小に最善の努力をお願いします。続いて7ページ表6をご覧ください。一般会計の歳出です。予算の執行状況であります。予算額109億8,611万9,000円に対し、支出額

101億6,858万円で執行率は92.6%となっております。歳出総額では、事業における効率的、効果的な執行が行われ、前年度0.3%、3,202万7,000円上回りました。経費については物価高騰により増となりましたが、職員の意識改革や効率的、効果的な意識が浸透しているものと考えられます。今後も各事業は、実態に照らしてその適正規模について十分検討し、最小の経費で最大の効果が上がるよう最大限の努力を要望します。次に、基金の関係です。12ページ、表の7、8、基金運用状況表を合わせてご覧ください。一般会計の基金であります。合わせて、2,567万5,000円の取り崩しがあったものの、18の基金3億8,284万6,000円の積み立てができ、一般会計の基金残高は、37億8,563万6,000円となり、特別会計を含む基金残高は、43億2,018万1,000円となりました。設置の目的に沿い、適正な運営がされているものと認めます。今後も将来に向けて計画的に積み立てを強化するとともに運用には十分配慮されることを要望します。特に財政調整基金など一般会計の調整に運用が可能なものについては、今現在、真に必要なか十分検討され厳格な対応をお願いします。次に、14ページ、表12主要財務指標をご覧ください。一般会計の財政の構造、構成からみた指標です。主要財務指標のうち、経常収支比率は82.3%と前年より4.9ポイント上がりました。光熱水費をはじめとした原油及び物価高騰による影響と臨時財政対策債の減が主な要因と考えられます。今後も、なお一層経常経費の抑制に留意をお願いしたいと思います。ちなみに町村では70%に収まることが妥当であるとされています。財政力指数は0.46で、前年より0.02ポイント下がりました。高いほど財源に余裕があるとされるものです。次に、15ページをお願いします。特別会計であります。計数は冒頭、表1で見ていただいたとおりです。それぞれの概要は、15、16ページをご確認ください。経営面ではそれぞれの特別会計が事業目的を達成するために、容易に一般会計の繰入金に頼ることのないよう、また、事業内容・動向も合わせて独立採算の原理に基づく経営を要請するところです。次に、17ページをお願いします。財政健全化判断比率とその基礎となる事項を記載した書類について、8月4日関係の書類を審査しました。暫定値であります。いずれも適正に作成されているものと認めました。18ページの表13、健全化判断比率をご覧ください。健全化判断比率ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに黒字決算になっているため問題ありません。実質公債費比率は6.8%と前年より0.6ポイント減少しましたが、将来を見据えた積極的な財政運営の結果と思われ。将来負担比率は、0%に減少しました。早期健全化基

準は350%ということですので、健全の範囲内と考えられます。各指標の改善を念頭に置きつつも、これまで実施してきた事業効果を検証し、厳しい財政運営の中でも将来人口を見据えたまちづくりに向け、必要な布石は打っておいていただきたいと思います。続いて、別冊の公営企業会計決算及び経営健全化審査意見書の1ページをお開きください。公営企業会計決算についてであります。7月28日と8月4日役場会議室及び辰野病院において、小澤睦美監査委員とともに辰野町上水道事業会計、辰野町下水道事業会計及び町立辰野病院事業会計を審査いたしました。はじめに、21ページ表20資金不足比率をご覧ください。一番後ろになります。企業会計、特別会計において、財政健全化法による資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか審査いたしました。いずれも、適正に作成されているものと認められました。いずれの会計も資金不足はなく、該当なしでありました。戻って2、3ページをご覧ください。表1、2になります。上水道事業会計においては収入の主なものは給水収益であります。給水人口は減少となりました。今期も漏水調査を行い漏水箇所の修理を行っており、有収率は前年を3.3%上回りました。5ページ表5をお願いします。収益は、前年比4.7%減額、費用は4.1%減額となりましたが、3,677万8,000円の純利益が生じ、黒字決算となりました。但し営業収益から営業費用を差し引いた段階での営業損益は5年連続の赤字です。原水浄水費などの費用が増えています。6ページ、表6、上水道未収金をお願いします。水道使用料金の未収金は、現年度分は増加、過年度分は減少しました。年々減少傾向にあり改善が認められます。過去からの様々な取り組みが功を奏し、周囲の意識を変化させているものと思います。今後も、新たな取り組みに挑戦いただき、公平性の確保と会計への影響が無いよう、収入確保になお一層心がけていただきたいと思いますと考えます。上水道事業は、今後とも老朽化した水道設備、機械、管路の更新、耐震化など計画的に取り組んでいかなければならない事業が多々あります。これらを積極的に推進できるよう公営企業としての経済性を発揮し、効率的な運営、建設コストの縮減により、財源を確保し安全でおいしい水を安価で提供するために更なる努力を望むものであります。次に、7ページをご覧ください。下水道事業会計について申し上げます。7、8ページ表7をご覧ください。下水道事業会計においては収入の主なものは下水道使用料であります。いずれの事業においても水洗化率は高い数字となっており、公共下水道事業において昨年を上回りました。11ページ、表11をお願いします。収益は前年度比6.4%増額、費用は6.9%

の増額となりましたが、7,719万4,000円の純利益が生じ黒字決算となります。12ページ、表12、下水道未収金をお願いします。下水道使用料の未収金は現年度分は増額、過年度分は減額しました。検証を十分に行い公平性の確保と会計への影響が無いよう対策を講じていただきたいと思います。下水道事業は今後も生活インフラとして安定した下水道処理推進のために、計画的な施設の長寿命化等に努めていただきたいと思います。次に13ページ、表の13、14をお願いします。町立辰野病院事業会計について申し上げます。昨年新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、発熱外来の患者数は大きく増加しました。入院患者数は前年度比1%、289人の増、外来患者数は前年度比17.7%、1万1,507人の増となりました。次に決算の状況です。表14をお願いします。収益は前年度比4%増額、費用は3.9%の増額となりましたが、5,770万7,000円の純利益が生じ黒字決算となりました。総収益の中には、町の一般会計などから4億円の繰入金が含まれており、本業の不足部分を賄っております。16ページからの表17に、詳細な収支の内容がありますのでご確認ください。また、17ページの表の18には、費用の詳細がありますので併せてご確認ください。院長の指揮の下、改革プロジェクトの効果は見え始めています。特に経費の削減においては効果が表れています。今後も必要な医療が、安定的かつ継続的に提供するため、更なる職員の意識改革を期待しています。次に、18ページ、表19をお願いします。医業未収金については、現年、過年度ともに減少しました。今後も、早期に対応することや院内の連携、徴収体制の工夫により増やさぬよう努力することを望みます。新型コロナウイルス感染症の重点医療機関として新型コロナウイルス感染患者の受け入れや、新型コロナウイルス接種の集団接種会場として対応しました。地域医療の確保のため重要な役割を果たしています。病院運営の今後の方向性をしっかり見据え、同時に院内改革を推し進め、経営基盤の強化を図り、安定的により質の高い医療のサービスを提供を要望いたします。以上、令和4年度一般会計ほか各会計の決算は、決算書及び諸帳簿、証拠書類について精査し、審査を行いました。収支の計数に誤りもなく証拠書類も整備され会計経理は正確と認め、意見いたします。最後に別冊の平成24年度から令和3年度決算に基づく健全化判断比率の修正に係る再審査の意見についてをご覧ください。後ほど担当課より報告がありますが、平成24年度から令和3年度決算に基づく健全化判断比率の修正があったことから再審査を行いました。修正された実質公債費比率及び将来負担比率はいずれも早期健全化比率より下回っており、健全の範囲と認め意見

といたします。以上です。

○議長

ここで、各会計の決算について質疑を行います。委員会に付託する関係もござい
ますので、総体的な問題について質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本決算議案につきましては、会議規則
第 37 条の規定により各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありま
せんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、決算関係議案、議案第 1 号から議案第 9 号及び議案
第 26 号、並びに議案第 27 号、以上 11 議案は、お配りしてあります各常任委員会関
係議案付託一覧表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。日程第 12、議
案第 10 号、辰野町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。提案
者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 10 号、辰野町犯罪被害者等支援条例の制定について、提案理由を申し上げ
ます。この条例は、第 1 条の目的にあるとおり犯罪の被害者やその家族または遺族の
被害からの早期回復及び軽減、日常生活の再建を図り、誰もが安心して暮らすことが
できる地域社会の実現を目指し制定するものであります。議案資料を 1 枚おめくりい
ただきたいと思います。第 3 条に掲げる基本理念の下、第 4 条から第 9 条に定めると
おり、住民の皆さん、事業者の皆さんの理解と協力をいただく中で、犯罪被害者や遺
族の人権を守り、二次被害が生じないよう県警や長野犯罪被害者支援センター等、関
係機関と連携した相談窓口等の支援体制を、町内に整え総合的に支援してまいります。
第 10 条から第 12 条に規定しております、日常生活や居住の安定のための支援、経済
的負担の軽減については、町営住宅への入居の配慮等のほか、規則により費用助成や
見舞金を定め支給するものいたします。その概要ですが、日常生活の安定のために、
家事・育児・介護支援サービスを利用する際の費用、転居を余儀なくされた場合の転
居費用、カウンセリングや弁護士への相談費用等の一部助成、経済的負担軽減のため

に、遺族見舞金として犯罪行為で死亡した被害者の第1順位遺族に対して30万円を、重症病見舞金として犯罪行為により1月以上の療養と、3日以上入院を要する傷病を負った被害者に対しては10万円をそれぞれ支給するものであります。但し、これら費用助成と見舞金の支給対象は、当該犯罪行為が行われた時点で辰野町民であった方としまして、加害者と3親等以内の親族関係にある場合等は除くものといたします。施行は交付の日からとします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第10号につきましては、会議規則第37条の規定により、総務産業常任委員会に付託したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第10号は、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第13、議案第11号、辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第11号、辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。この条例は再生可能エネルギー発電施設とその周辺地域の災害の防止、また、施設稼働中及び事業終了後の適切な施設の管理体制により良好な景観と生活環境の保全を図り、町民にとって安心安全な施設の設置運営となることを目的に、令和2年9月に制定し、令和4年6月に規制強化のため一部改正を行っております。近年、小規模施設であっても事業用となるケースが見られるようになり、周囲への影響の懸念があることから、条例第2条に規定するこの条例の対象とする施設の発電出力の規模について、現行「30キロワ

ット以上の施設」としているものを「10 キロワット以上の施設」まで引き下げ、小規模施設についても適切な施設設置と運用を求め規制の対象とするため条例の一部を改正するものでございます。施行日は、公布の日からとし、電力の供給開始前で事業が始まっていない施設について、改正後の条例を適用するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので総括的な問題について質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 11 号につきましては、会議規則第 37 条の規程により、福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第 14、議案第 12 号、辰野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 12 号、辰野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を説明申し上げます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、令和 5 年 5 月からスマートフォンにマイナンバーの利用者証明用電子証明書・署名用電子証明書の搭載が可能となりました。マイナンバーカードを持ち歩くことなく、スマートフォンだけで様々なマイナンバーカード関連のサービスの利用が可能となっております。この関係で、コンビニエンスストアに設置のマルチコピー機で取得できる住民票等の証明書等、いわゆるコンビニ交付サービスにつきましても、スマートフォンを利用した証明書の取得が可能となります。第 9 条第 3 項の改正につきましては、コンビニ交付サービスで取得できる印鑑登録証明書に

つきまして、現在マイナンバーカードを利用した交付となっておりますが、これに電子証明書の搭載された移動端末設備、いわゆるスマートフォンを利用する場合を追加しまして、どちらを利用した場合であっても交付を可能とする改正でございます。なお、スマートフォンを用いての証明書の発行につきましては、今年中に開始予定とされておりまして、施行日についてはこの日が決定され次第、規則に定めその日から施行するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議のうえ原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第12号、辰野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。日程第15、議案第13号、辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第16、議案第14号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、以上2議案を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○子育て応援課長

議案第13号、辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第14号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由を申し上げます。いずれもこども家庭庁設置法の施行に伴う所要の規定の整備を行うものです。議案第13号につきましては、児童福祉法等の改正により児童福祉施設に含まれない家庭的保育事業所等についても、児童の自動車送迎時の安全管理の徹底に係る規定を加える改正をしたいものでございます。新旧対照表と併せ

てご覧ください。まず議案第 13 号、辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてをご覧ください。第 8 条の 3 関係ですが、送迎バスに園児が置き去りになるなど重大な事故が発生したことについて対策のための児童福祉法等の一部改正に伴い、家庭的保育所事業等の運営に関する基準について国が定める基準に従い、条例に自動車を運行する場合の所在の確認とブザー等の車内にいる児童の見落としを防止する装置に係る事項を、追加するものであります。第 1 項は利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の所在について確実に把握できる方法により、その所在確認の実施を規定します。第 2 項では児童の送迎を目的とした自動車を運行するときは、ブザー等の車内にいる児童の見落としを防止する装置の使用と、装置を用いた乳幼児の所在確認を実施を規定します。第 26 条は関係省庁からこども家庭庁に所掌する事務が移管されたことに伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の根拠法令において、所管する省庁が厚生労働省から内閣府に変更されたことに伴う改正です。施行日は令和 5 年 4 月 1 日から適用いたします。続いて議案第 14 号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてをご覧ください。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による、内閣総理大臣及び子ども家庭庁長官の権限を定める等、関係規定の整備により子ども・子育て支援法第 19 条第 2 項が削除されたこと及び学校教育法第 25 条の次に 2 項が加えられたことに伴い、生じた条項のズレを修正したいものであります。条例に記載のある 19 条の関係であります。教育保育給付認定子どもの区分を規定している子ども子育て支援法第 19 条で内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める同条第 2 項が削られ、同条が 1 項のみとなることから第 19 条第 1 項を第 19 条に改めるものです。第 15 条は幼稚園教育要領の制定根拠である学校教育法第 25 条に内閣総理大臣への協議に関する事項等を定めた第 2 項及び第 3 項が新設されたことから、第 25 条を第 25 条第 1 項に改めるものです。第 15 条及び第 44 条は関係省庁からこども家庭庁に所掌する事務が移管されたことに伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の根拠法令において、所管する省庁が厚生労働省から内閣府に変更されたことに伴う改正であります。施行日は令和 5 年 4 月 1 日から適用いたします。以上であります。以上、議案第 13 号、14 号について一括して提案理由を申し上げます。ご審議の上、各議案とも原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより議案第 13 号、辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、及び議案第 14 号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、一括して質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 13 号、辰野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 13 号は原案のとおり可決されました。次に議案第 14 号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 14 号は原案のとおり可決されました。日程第 17、議案第 15 号、辰野町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 15 号、辰野町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。農業集落排水事業の下横川地区、上横川地区、北部西地区の 3 地区において使用料の料金徴収事務を、町へ委譲することについて住民の同意が得られましたため、使用料を農業集落排水事業単価から公共下水道事業単価へ切り替えるものでございます。また沢底地区、辰野北部地区の農業集落排水処理施設維持管理組合が解散したため削除するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 15 号につきましては、会議規則第 37 条の規定により、総務産業常任委員会に付託したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(議場 異議なし)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 15 号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 18、議案第 16 号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 16 号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。辰野町犯罪被害者等支援条例の制定と連携して、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、条文を追加し辰野町営住宅管理条例の一部を改正するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 16 号につきましては、会議規則第 37 条の規定により、総務産業常任委員会に付託したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 16 号は、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 19、議案第 17 号、辰野町立図書館条例の一部を改正する条例

についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○学びの支援課長

議案第 17 号、辰野町立図書館条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。現在の条例では、図書館協議会委員の委嘱後、何らかの理由により欠員が生じた場合の任期の定めがなかったため、後任の委員の任期を前職の残任期間とするため、条例の一部を改正するものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 17 号、辰野町立図書館条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 17 号は原案のとおり可決されました。日程第 20、議案第 18 号、辰野美術館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○学びの支援課長

議案第 18 号、辰野美術館条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。今回の条例改正は、博物館法の改正に伴い美術館条例の一部を改正するものです。美術館条例第 1 条は設置根拠として旧博物館法第 18 条を引用していましたが、同法の改正により同 18 条が削除されたためこれを引用する文言を削除いたしました。また、条例第 3 条については、条例第 1 条の博物館法についての詳細が削られたため、追加し併せて同法のズレにより第 20 条を第 23 条に改めるものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 18 号、辰野美術館条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 18 号は原案のとおり可決されました。ただ今より、暫時休憩といたします。なお、再開時間は、11 時 40 分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 11 時 28 分

再開時間 11 時 40 分

○議 長

再開いたします。日程第 21、議案第 19 号、令和 5 年度辰野町一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和 5 年度辰野町一般会計補正予算（第 5 号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、町内企業訪問で要望が寄せられた、ほたるマイカードポイント 3 倍キャンペーン、養護老人ホーム運営費負担金、公共施設の照明 LED 化改修工事等を追加するものであります。補正総額は 9,475 万 2,000 円の追加で、予算総額は 96 億 7,237 万 9,000 円となる補正予算であります。以下その概要を申し上げますと、歳入につきましては、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰越金、諸収入及び町債の追加であります。歳出につきましては、総務費で弁護士法律相談及び住民向け無料法律相談の謝礼、辰野公園トイレ改修工事、庁舎 1 階暖房設置工事、川島小学校利活用準備委員会のアドバイザー報償、地域おこし協力隊サポート委託料、ARTabi2023in 香港への参加に係る費用、空き家改修費等補助金、地震防災機器の無停電電源装置等交換作業委託料等の追加が主なものであります。民生費で生活支援センター事務室空調設備交換工事、南箕輪老人ホーム及び美篤「ひめゆりの里」の運営費負担金、共生館あさひヶ丘ベランダ改修工事、新たに地域の子育て支援事業のため委嘱予定の集落支援員に係る費用等の追加であります。衛生費で新型コ

コロナウイルス予防接種健康被害給付金等の追加です。農林水産業費で唐木沢の頭首工等改修に係る費用、防災重点ため池緊急整備事業における測量設計委託料の追加等があります。商工費でほたるマイカードポイント3倍キャンペーンの負担金、長野県南信工科短期大学校就学助成金等の追加であります。土木費で企業誘致等環境整備負担金、町道補修工事、調査・測量・設計等委託料、小野町屋敷団地跡地宅地造成2期工事の追加が主なものであります。消防費で小野に設置予定の耐震性貯水槽について仮設道路等が必要になったことによる工事費の追加です。教育費で辰野図書館及び荒神山公園各施設の照明LED化改修工事において物価高騰と改修箇所増加による工事費の追加等が主なものであります。地方債補正は耐震性貯水曹新設工事の増額による緊急防災・減災事業債と各施設照明LED化改修工事の増額による脱炭素化推進事業債の変更です。以上のとおり、補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第22、議案第20号、令和5年度辰野町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第20号、令和5年度辰野町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。今回の補正は下水道事業会計で落雷による故障ほか緊急工事等の必要性が生じたことから工事費を追加するものでございます。1ページ目をご覧ください。収益的収入及び支出です。総額の変更はございません。資本的収入及び支出です。支出を1,030万円追加し、10億193万2,000円に改めるものでございます。3ページをご覧ください。収益的収入及び支出では下水道事業費用の支出の21修繕費121万、27工事請負費350万、28材料費40万円を増額し、45固定資産除却費411万、61の予備費100万円を減額するものでございます。資本的収入及び支出では下水道事業資本的支出の1管渠整備費の27工事請負費を580万円、それから3の処理場整備費27工事請負費を450万円追加しました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉 澤 (4 番)

落雷によって処理場の施設設備が故障したための補正ということですが、故障した箇所・内容をもう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

○建設水道課長

落雷の修繕費として盛ってあります 121 万でございますが、処理場から放流する流量計がございます。その流量計に落雷がございまして流量計が現在使えない状況になってますのでその修繕を行なうものでございます。

○議 長

よろしいですか。

○吉 澤 (4 番)

それ以外の部分の補正予算額は処理場費で収益的収支で 511 万ありますが、流量計以外にも損傷を受けたのではないのでしょうか。

○建設水道課長

落雷のものに関しては先ほど言ったとおりでございます。それ以外は緊急修繕が必要なため要望しているものでございます。以上です。

○議 長

よろしいですか。はい。

○向 山 (7 番)

ただ今の吉澤議員の質問に関連してくるかと思いますが、もう少しこの工事請負費 580 万円、450 万円、具体的な説明がありましたのは先ほどの落雷による 121 万円ということで、ちょっと大雑把すぎる、説明としてはもう少し細かく、主なものについてですねどういったところに不足が生じたのか、全部でなくて結構ですけども主な項目について説明いただきたいと思います。

○建設水道課長

収益的収入及び支出の方の工事請負費の方ですが、処理場内にある曝気装置が 2 台ありますが、そのうち 1 台が故障したためそれを直すための工事費の増工をお願いしてるものです。資本的収入及び支出におきましては、管渠整備の方ではポンプ場のポンプ施設の故障のためそれを直すものでございます。処理場整備費の方では主に農業集落排水処理施設の上横川の微細目スクリーンほか攪拌機が故障したためそれを直すものでございます。以上です。

○議 長

よろしいですか。はい。ほかにありませんか。質疑、討論を終結いたします。これより議案第 20 号、令和 5 年度辰野町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 20 号は原案のとおり可決されました。日程第 23、議案第 21 号、令和 5 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 21 号、令和 5 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,783 万 7,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 22 億 5,492 万 9,000 円とするものでございます。内容につきましては 6 ページをご覧ください。歳入でございます。繰越金は、前年度繰越金の確定により 8,783 万 7,000 円を増額するものでございます。7 ページをご覧ください。歳出、諸支出金は令和 4 年度の介護給付費等の精算に伴いまして過年度分として国、県、社会保険診療報酬支払基金に 5,100 万 2,000 円を返還するものでございます。8 ページの予備費は 3,683 万 5,000 円増額するものでございます。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより、議案第 21 号、令和 5 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 21 号は原案のとおり可決されました。日程第

24、議案第 22 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第 22 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を説明申し上げます。人権擁護委員法の定めるところにより、辰野町では 6 名の人権擁護委員の方が法務大臣から委嘱されており、任期は 3 年となっております。今回提案申し上げますのは、令和 5 年 6 月 30 日付けで退任された増澤進氏と令和 5 年 12 月 31 日に任期満了を迎える荒井佳世子氏、塚間大治氏の 3 名の後任について新たに増田良隆氏、飯塚宣文氏、根橋恭子氏の 3 名を推薦したいと考えるものであります。増田良隆氏は長年学校教職員を務められ、上松町立上松中学校をはじめ主に県内各地の中学校や高校を中心に歴任し、駒ヶ根市立赤穂小学校を最後に平成 31 年 3 月に定年退職されました。その後も伊那市立伊那東小学校を本務校とし、西箕輪小学校も兼務し教育現場に立ち続けている方であります。飯塚宣文氏は、長年辰野町役場に奉職され、上水道管理係長、商工振興係長兼辰野町開発公社業務係長などを歴任し、平成 28 年 3 月総務課課長補佐を最後に退職されました。その後両小野小学校及び川島小学校にて勤務され、公務技師として子どもたちの安全を支えるなど、豊富な経験と知識をお持ちの方であります。根橋恭子氏は長年保育園の調理師として務められ、現在は中央保育園に勤務されております。子どもたちを食の観点から支えていただいております、また辰野町赤十字奉仕団川島分団長を務められるなど、地域のためにご尽力されている方でもあります。3 名の方それぞれ地域住民からの人望も厚く、長年の経験を生かし人権擁護委員として活躍いただけることが期待されますので、次期委員として推薦したいと考えております。今回人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるべく提案申し上げますので、ご審議の上、原案同意くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第 22 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて意見を適任とすることにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 22 号は人権擁護委員の推薦にあたり求められている意見を適任とすることに決しました。日程第 25、議案第 23 号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

議案第 23 号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を説明申し上げます。固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)に関する不服について審査するため、地方税法に基づき設置された第三者機関で、委員につきましては任期は 3 年、各市町村に 3 名置くこととなっています。同委員を務めていただいております石川あけみ委員の任期が満了となりますが、石川氏は固定資産の評価に深く精通し、識見を有していることから委員として適任であり、引き続き選任したくご提案申し上げます。任期は令和 5 年 10 月 1 日から 3 年間です。ご審議の上、原案同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第 23 号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 23 号は原案のとおり同意することに決しました。日程第 26、議案第 24 号、辰野町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。ここで先例によりまして宮澤教育長の退席を求めます。

(宮澤教育長 退席)

○議長

提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第 24 号、辰野町教育委員会教育長の任命について、提案理由の説明を申し上げます。本議案は、令和 5 年 9 月 30 日に任期満了を迎える辰野町教育委員会教育長に宮澤和徳氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。宮澤和徳氏には、3 期 9 年にわたって辰野町の教育の発展、辰野町の青少年の育成に力を尽くしていただきました。特に、学校教育の現場へ全国の先端をいく試みを導入されるなど、教育環境の充実に大きく貢献していただいているところであります。教育行政に対する思いは人一倍強く、教育長の適任者と考えます。今回引き続き宮澤和徳氏を辰野町教育委員会教育長に任命したいと思しますので、ご審議の上、原案同意くださいますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第 24 号、辰野町教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 24 号は原案のとおり同意することに決しました。宮澤教育長の入場を求めます。

(宮澤教育長 入場)

○議 長

宮澤教育長のご挨拶は、議事日程終了後にいただきたいと思いますので、議事を進行いたします。日程第 27、議案第 25 号、辰野町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第 25 号、辰野町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。本議案は、令和 5 年 9 月 30 日に任期満了を迎える辰野町教育委員会委員に、

萩原多恵子氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。萩原多恵子氏におかれましては、1期4年の間辰野町の教育行政の充実にご尽力いただき、心から感謝を申し上げます。この4年間で培った経験を活かし辰野町の教育の発展に力を尽くしていただくとともに、保護者の立場から子育て世代の意見を教育行政に反映させていただくため、今回引き続き萩原氏を教育委員に任命したいと思いますので、ご審議の上、原案同意くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第25号、辰野町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第25号は原案のとおり同意することに決しました。日程第30、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告事項がありますので、お聞き取り願います。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和4年度財政指標等の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の基づく平成24年度から令和3年度財政指標等の修正について、以上2件報告を求めます。

○まちづくり政策課長

報告第1号、令和4年度の財政健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告いたします。表に示した数値は暫定値であります。確定は11月となりますが、県の指導は終わっておりますので、概ねこの数値となる見込みでございます。また修正が生じた場合には再度報告をさせていただきます。まず初めに、実質赤字比率でございます。一般会計等これを普通会計と呼びますが、といわれている会計が対象でございます。辰野町では一般会計及び地域情報告知システム特別会計になりますが、赤字が発生した場合その額が標準財政規

模に対してどのくらいの割合かを示したものでございます。当町の標準財政規模は、左下にあるとおり 60 億 3,368 万 7,000 円でございます。標準財政規模とは地方自治体が標準的な行政運営時に、通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すものでございます。この実質赤字比率につきましては、黒字であるためハイフン表示で該当なしでございます。続いて、次の欄の連結実質赤字比率でございますが、こちらは全ての会計が対象となります。赤字が発生した場合の標準財政規模に対する割合でございます。こちら黒字となっておりますので、同様の表示となっております。次の欄の実質公債費比率でございますが、地方自治体の標準財政規模に対して普通会計が負担する地方債における元利償還金及び公営企業債の償還に対する繰入金などの準元利償還金が、どの程度の割合となっているかを示した比率であります。これは、3 箇年の平均ですが 6.8% となりまして、昨年度に比べまして 0.6% 改善をしております。減少の要因につきましては、令和 4 年度単年度の数値 7.0% と比べまして比率の大きかった令和元年度の単年度数値が 8.8% が 3 箇年の平均の算出から外れたことが主な要因となります。なお一般会計における地方債の元利償還額は昨年比 1,673 万 8,000 円増加しており、令和 4 年度単年度数値も昨年度の年度数位置に比べまして 0.7% の増加となっております。しかし令和 3 年度の算定においては普通交付税、臨時財政対策債の発行可能額の増加などによりまして、標準財政規模が令和 4 年度に比べまして 1 億 9,015 万 2,000 円多かったことも影響し、数値が低くなっております。比率は早期健全化基準内となりますので、今後も将来を見据えた起債の有効活用を図ってまいります。次の欄の将来負担比率でございますが、一般会計等普通会計でございますが、将来負担すべき地方債残高、また債務負担行為に基づく支出予定額及び企業会計等他会計の実質的な負債額の標準財政規模に対する割合でございます。この比率はハイフン表示で該当なしとなりまして、昨年度の 4.1% と比べまして 0% で皆減となりました。令和元年度は 19.8%、令和 2 年度は 12.6%、令和 3 年度は 4.1% と近年は減少傾向にありました。減少要因につきましては、令和 4 年度の一般会計等における地方債の現在高が 2 億 9,029 万 5,000 円の減少、公営企業債の償還に対する繰入金見込額が 8 億 6,338 万円の減少が主な要因となっております。なお一般会計等における令和 4 年度の地方債発行額は 4 億 5,480 万円で、昨年度の 8 億 6,530 万円に比べまして 4 億 1,050 万円の減少となっております。中段の表、上の行はこの法律に規定されます早期健全化基準であります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、これらの基

準は、各市町村の標準財政規模により異なります。実質公債費比率、将来負担比率は、政令市を除き全市町村同じ数値でございます。この基準以上の場合、財政健全化計画を策定しなければなりません。下の行、財政再生基準は、この基準以上である場合に、財政再生計画を定めなければならないとされている基準でございます。いずれの基準につきましても、辰野町は基準値を下回っておりますので、財政指標から健全財政を維持していると言えるところでございます。続きまして、裏面の2ページをご覧ください。こちらは、令和4年度公営企業会計における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして報告させていただきます。こちら、暫定値でございます。資金不足比率は、資金不足額が出た場合その額が事業規模に対してどのくらいの割合かを示したものでございます。事業の規模とは簡単にいえば営業収益でございます。一番左の欄及び次の欄ですが、辰野町の法適用企業会計は、上水道事業会計、下水道事業会計と町立辰野病院事業会計の3会計でございます。次の欄の資金不足額・剰余額については剰余額流動資産から流動負債を引いた額が黒字でございます。上水道事業会計では4億9,075万7,000円、下水道事業会計では3億3,284万7,000円、町立辰野病院事業会計では1億9,045万8,000円となりました。右から2番目の欄、資金不足比率はハイフン表示で該当なしとなっております。以上が地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして令和4年度決算等から算定した数値でございます。以上、令和4年度の財政指標等の報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号、平成24年度から令和3年度の財政健全化判断比率の修正について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告いたします。先ほど報告第1号にて報告をさせていただきました、令和4年度の財政健全化判断比率について算定を行っていましたが、県からの指導によりまして算定方法の解釈に相違が判明いたしまして、過去に報告した数値の再算定を行ったところ、平成24年度から令和3年度の数値の修正となりました。原因としましては都市計画事業に係る事業費及び特定財源等の算定解釈を誤っておりまして、特定財源が適当に計上できていなかったためそれを修正すると充当できる特定財源が増えることから修正数値は改善となり、表のとおりとなりました。実質公債費比率は平成25年度が9.3%から9.2%、令和2年度が8.2%から8.1%、令和3年度が7.5%から7.4%となり3箇年平均で算定されるためそれぞれ微減となりました。将来負担比率は平成24年度が49.1%から49.0%、平成25年度が38.4%か

ら 37.9%、平成 26 年度が 39.1%から 38.6%、平成 27 年度が 41.6%から 41.4%、平成 28 年度が 24.6%から 24.4%、平成 29 年度が 15.3%から 14.6%、平成 30 年度が 12.8%から 11.8%、令和元年度が 21.4%から 19.8%、令和 2 年度が 13.7%から 12.6%、令和 3 年度が 5.6%から 4.1%となりまして、修正数値の実質公債費比率と将来負担比率はいずれも改善となりました。なお健全化判断比率のうち実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率は決算がどれも共に黒字であるため修正前、修正後ともに算定されません。以上平成 24 年度から令和 3 年度の財政健全化判断比率の修正についての報告とさせていただきます。

○議 長

ただ今、報告がありました。報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。日程第 31、請願・陳情等についてを議題といたします。請願・陳情等については、あらかじめ文書表を配付してあります。ここで、事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表 朗読)

○議 長

以上、第 14 号、第 15 号は福祉教育常任委員会へ付託、第 16 号は総務産業常任委員会へ付託することにしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、文書表のとおり各常任委員会へ付託することに決しました。以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。ここで先ほど任命について同意されました宮澤教育長よりご挨拶をいただきたいと思います。

○教育長

一言ご挨拶をさせていただきます。ただ今は教育長の任命についてご同意いただき大変ありがとうございました。先ず 3 期 9 年間、町議会の議員の皆様におかれましては常に私、教育長を支えていただき、ご指導いただきここまで育てていただきました。

ことに深く感謝を申し上げます。正直なところこの半年間、私の体の中には二人の私がおりました。一人の私は「もう3期9年もやったから十分だ、もうやめるべきだ。長すぎるのは良くない」とささやく私。もう一人の私は「そうはいつでもまだまだ道半ばの課題も多く、手がけた事業も中途半端でここで辞めるのは無責任だぞ」とささやく私。これからもこの二人の私は私が教育長を辞するまで私の体の中でささやき続けるんだらうと思っております。しかしここでもう一度と決断し、4期目を引き受けた以上は今まで同様全力で、この辰野町の教育行政の発展のために邁進する覚悟でございます。振り返ってみますと、私の1期目はまず町の保健室の導入、それから少子化に伴う学校のあり方検討委員会の立ち上げとその後の推進を。2期目は保育園、小学校低学年への英語遊びの導入と小学校高学年への教科担任制への導入、さらには学校・保育園へのエアコン設置とタブレットの導入、後半からコロナへの対応が起きました。3期目はコロナ禍への対応と川島小学校の統廃合に関わる課題への対応でした。これからの4期目を展望しますと、新たな学校のあり方検討委員会の立ち上げが待ったなしであります。辰野町の教育行政は実に多くの課題を抱えておりますが、最も大きな課題は人口減少に伴う少子化です。しかし子どもの数が減少していても、明日を担う子どもたちの教育環境は常に良い状態を維持しなければなりません。これからも子どもたちの育ち、学びに全力を尽くし社会を自ら切り開いていくことができる力を身に付けるとともに、この生まれ育った辰野町を愛する心の醸成を図りたいと考えております。社会の構造も価値観も急激に変化してきている今日にあって、再び教育長としての命を受け大変身が引き締まる思いであります。元々、浅学菲才の身であり力のないものではございますが、この緊張感を忘れずに取り組んでいく覚悟でございます。これからも議員の皆様のお支え、お力添えをどうぞよろしくお願いいたします。大変ありがとうございました。

○議 長

ありがとうございました。本日はこれにて散会といたします。大変ご苦勞さまでございました。

1 1. 散会の時期

8月29日 午前 12時 22分 散会